



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（県民生活課）…………… 1

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の名称の変更の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 3
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 4
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 5
- 生活保護法による介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 5
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 5
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 6
- 優良興行の推奨（青少年・児童家庭課）…………… 6
- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課）…………… 7
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表（森林緑地課）…………… 7
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 8
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・2件（水産課）…………… 8
- 都市計画事業の変更の認可・4件（道路街路課）…………… 8
- 道路の区域の変更・3件（道路管理課）…………… 9
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 10

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課）…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 12
- 開発行為に関する工事の完了・6件（南部土木事務所）…………… 12

訓 令

- 沖縄県中小企業高度化資金貸付審査会設置規程を廃止する訓令（経営金融課）…………… 14

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第6号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 応急仮設住宅の供与の項中「2,387,000円」を「2,401,000円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「17,300」を「17,200」に、「22,300」を「22,200」に、「32,800」を「32,700」に、「39,300」を「39,200」に、「49,800」を「49,700」に、「28,600」を「28,500」に、「37,000」を「36,900」に、「51,600」を「51,400」に、「60,400」を「60,200」に、「75,900」を「75,700」に、「17,500」を「17,400」に、「16,900」を「16,800」に、「20,000」を「19,900」に、「25,400」を「25,300」に改め、同表障害物の除去の項中「134,200円」を「133,900円」に改める。

別表第2 政令第10条第1号から第4号までに掲げる者の項中「24,000円」を「23,700円」に、「16,700円」を「16,600円」に、「19,800円」を「17,600円」に、「15,900円」を「14,900円」に、「16,800円」を「15,800円」に、「17,500円」を「15,400円」に、「16,200円」を「15,000円」に、「18,700円」を「16,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行の日以後に救助に係る費用が確定したものについて適用し、同日前に救助に係る費用が確定したものについては、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
おおぎみ居宅介護事業所	大宜味村字津波419番地9	ひがし居宅介護支援事業所	おおぎみ居宅介護支援事業所	平成24年12月1日

沖縄県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ヘルパーステーションりん	浦添市宮城三丁目9番18号栄アパート101	浦添市宮城三丁目13番12号仲西マンション1F	浦添市宮城三丁目9番18号栄アパート101	平成24年11月1日
指定ホームヘルプ浦添	浦添市仲西二丁目3番3号コーポメルヘン205号	浦添市沢岨一丁目17番5号山城店舗1階	浦添市仲西二丁目3番3号コーポメルヘン205号	平成24年11月15日

2 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスみはら	うるま市字田場356番地2	うるま市みどり町四丁目14番4号TOPビル2	うるま市字田場356番地2	平成24年12月25日

3 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援事業所ライフサポート	浦添市宮城三丁目9番18号栄アパート101	浦添市宮城三丁目13番12号仲西マンション1F	浦添市宮城三丁目9番18号栄アパート101	平成24年11月1日
居宅介護支援事業所ユイユイ	浦添市仲西二丁目3番3号コーポメルヘン205号	浦添市沢岬一丁目17番5号山城店舗1階	浦添市仲西二丁目3番3号コーポメルヘン205号	平成24年11月15日
おおぎみ居宅介護支援事業所	大宜味村字津波419番地9	東村字川田789番地	大宜味村字津波419番地9	平成24年12月1日

4 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ヘルパーステーションりん	浦添市宮城三丁目9番18号栄アパート101	浦添市宮城三丁目13番12号仲西マンション1F	浦添市宮城三丁目9番18号栄アパート101	平成24年11月1日
指定ホームヘルプ浦添	浦添市仲西二丁目3番3号コーポメルヘン205号	浦添市沢岬一丁目17番5号山城店舗1階	浦添市仲西二丁目3番3号コーポメルヘン205号	平成24年11月15日

5 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスみはら	うるま市字田場356番地2	うるま市みどり町四丁目14番4号TOPビル2	うるま市字田場356番地2	平成24年12月25日

沖縄県告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービスセンター森の川	宜野湾市真栄原三丁目17番2号友愛ビ	平成24年12月31日

	ル 1 F	
--	-------	--

2 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ケアステーションゆうらく	豊見城市字豊見城1007番地24	平成24年 9月 1日
居宅介護支援事業所友愛	豊見城市字宜保310番地の 1 コーポ T O K I 105号	平成25年 2月 1日

3 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービスセンター森の川	宜野湾市真栄原三丁目17番 2 号友愛ビ ル 1 F	平成24年12月31日

沖縄県告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーステーション花	宮古島市平良字下里1201番地10	平成24年 9月 1日
訪問介護事業所珊瑚	糸満市潮崎町四丁目 8 番地13	平成24年12月 1日
ヘルパーステーションぐっぴい	浦添市前田一丁目 1 番 3 号 1 階	平成25年 1月 1日

2 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
すこやか薬局久米店	那覇市久米 2 丁目10番 1 号シャトレブラ ンシェ102号室	平成25年 1月 4日

3 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスほがらかおおみたけ	与那原町字与那原2916番地の 1	平成24年12月22日
デイサービスいやしの邦	浦添市西原五丁目45番 2 号	平成24年12月25日
デイサービスがんじゅう堂	沖縄市字古謝166番地 1	平成25年 1月 1日
デイサービス森の川	宜野湾市真栄原三丁目17番 2 号友愛ビル 1 階	平成25年 1月 1日
いきいきらいふ S P A 屋富祖通り店	浦添市屋富祖一丁目 2 番 6 号 1 F	平成25年 1月 1日
デイサービスセンター珊瑚	糸満市潮崎町四丁目 8 番地13	平成25年 1月 1日
デイサービスうむさの森	名護市字茂佐一丁目 4 番地 2	平成25年 1月11日

4 認知症対応型通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスまがい友遊苑	久米島町字真我里366番地	平成24年11月 4日

沖縄県告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
家族の手居宅介護支援事業所	浦添市牧港二丁目33番 7号	平成24年12月 1日
居宅介護支援事業所珊瑚	糸満市潮崎町四丁目 8番地13	平成24年12月 1日
居宅介護支援事業所美ら島	那覇市繁多川 3丁目 5番 2号テンディング 2F	平成25年 1月 1日

沖縄県告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
株式会社がんじゅうサポート南城	南城市玉城字親慶原20番地13	平成25年 1月 1日

2 特定福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
株式会社がんじゅうサポート南城	南城市玉城字親慶原20番地13	平成25年 1月 1日

沖縄県告示第133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーステーション花	宮古島市平良字下里1201番地10	平成24年 9月 1日
訪問介護事業所珊瑚	糸満市潮崎町四丁目 8番地13	平成24年12月 1日
ヘルパーステーションぐっぴい	浦添市前田一丁目 1番 3号 1階	平成25年 1月 1日

2 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
すこやか薬局久米店	那覇市久米2丁目10番1号シャトレブランシェ102号室	平成25年1月4日

3 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスほがらかおおみたけ	与那原町字与那原2916番地の1	平成24年12月22日
デイサービスいやしの邦	浦添市西原五丁目45番2号	平成24年12月25日
デイサービスがんじゅう堂	沖縄市字古謝166番地1	平成25年1月1日
デイサービス森の川	宜野湾市真栄原三丁目17番2号友愛ビル1階	平成25年1月1日
いきいきらいふSPA屋富祖通り店	浦添市屋富祖一丁目2番6号1F	平成25年1月1日
デイサービスセンター珊瑚	糸満市潮崎町四丁目8番地13	平成25年1月1日
デイサービスうむさの森	名護市字茂佐一丁目4番地2	平成25年1月11日

4 介護予防短期入所生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
東雲の丘指定予防短期入所生活介護事業所	南城市大里字大城1392番地	平成24年9月1日

5 介護予防認知症対応型通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスまがい友遊苑	久米島町字真我里366番地	平成24年11月4日

沖縄県告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 介護予防福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
株式会社がんじゅうサポート南城	南城市玉城字親慶原20番地13	平成25年1月1日

2 特定介護予防福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
株式会社がんじゅうサポート南城	南城市玉城字親慶原20番地13	平成25年1月1日

沖縄県告示第135号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第6条第1項の規定により、優良興行を次のとおり推奨した。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 推奨した興行の種類、題名等

種類	題 名	制作会社名	推奨対象者
映画	ひまわり～沖縄は忘れない、あの日の空を～	映画「ひまわり」制作委員会	小学生、中学生及び高校生

2 推奨年月日 平成25年 2月 27日

3 推奨した理由 興行（映画）の内容が青少年の健全な育成に特に有益である。

沖縄県告示第136号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市鍋底地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地計画について、平成25年2月26日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間 平成25年 3月 11日から同年 4月 8日まで

3 縦覧に供する場所 宮古島市役所

4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第137号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、国頭村、今帰仁村、本部町及び恩納村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成25年 4月 1日から同年 6月 30日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延を防止するため必要がある。

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事にその旨を届けること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行

わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第138号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
知念加入区	主として刺し網漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業）	南城市知念字知名1218番地 照喜名朝栄 南城市知念字知名1201番地 3 照喜名朝勇

沖縄県告示第139号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成21年沖縄県告示第136号で同意の認定をした那覇北加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第140号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成21年沖縄県告示第137号で同意の認定をした渡嘉敷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成10年沖縄県告示第521号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 3 事業施行期間 平成10年 6月 19日から平成26年 3月 31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成11年沖縄県告示第858号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・南1号宮平学校線
- 3 事業施行期間 平成11年12月7日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第721号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 3 事業施行期間 平成14年8月20日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年沖縄県告示第135号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 3 事業施行期間 平成15年2月28日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年3月8日から同月21日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国頭東線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	東村字川田1103番8地先から 東村字川田1103番8地先まで	27.2m ~ 29.7m	24.4m
新	東村字川田1103番8地先から 東村字川田1103番8地先まで	29.4m ~ 32.4m	24.4m

沖縄県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年3月8日から同月21日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護宜野座線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字呉我506番2から 名護市字呉我590番1まで	13.3m ~ 20.1m	69.9m
新	名護市字呉我506番2から 名護市字呉我590番1まで	13.3m ~ 22.3m	69.9m

沖縄県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年3月8日から同月21日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 104号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	恩納村字安富祖1159番1から 恩納村字安富祖1051番1まで	14.0m ~ 74.0m	553.9m
新	恩納村字安富祖1159番1から 恩納村字安富祖1051番1まで	11.5m ~ 74.0m	553.9m

沖縄県告示第148号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」とい

う。)以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域(以下「公告認定対象区域」という。)内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成25年3月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公告認定対象区域 中頭郡西原町字千原1番地1ほか29筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成25年2月25日 沖縄県指令土第151号

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年3月8日から同年7月8日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成25年2月5日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 道の駅いとまん 糸満市西崎町四丁目19番ほか2筆
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 沖縄県農業協同組合 那覇市楚辺2丁目33番18号 代表理事 砂川博紀、糸満漁業協同組合 糸満市字糸満603番地1地先 代表理事 金城宏、株式会社糸満市物産センター 糸満市西崎町四丁目19番地の1 代表取締役 呉屋泰明
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 沖縄県農業協同組合 那覇市楚辺2丁目33番18号 代表理事 砂川博紀、糸満漁業協同組合 糸満市字糸満603番地1地先 代表理事 金城宏、株式会社糸満市物産センター 糸満市西崎町四丁目19番地の1 代表取締役 呉屋泰明
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年10月6日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,252平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 291台
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。)
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 21台
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。)
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 524平方メートル
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。)
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 272立方メートル
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。)
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後10時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口5か所 出口5か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧

に供する。)

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後6時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年3月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年8月8日 沖縄県指令士第930号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原605番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字北上原896番地2 城間稚希、中城村字北上原896番地2 城間正実
- 5 検査済証番号 平成25年2月22日 第3072号
- 6 工事完了年月日 平成25年2月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年3月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年11月17日 沖縄県指令士第937号、平成23年2月15日 沖縄県指令士第53号（変更）、平成25年1月15日 沖縄県指令士第8号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市宇栄原4丁目577番ほか28筆（第2期工事）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市長 翁長雄志
- 5 検査済証番号 平成25年2月25日 第3073号
- 6 工事完了年月日 平成25年2月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年3月8日

沖縄県南部土木事務所長 儀間真明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年5月8日 沖縄県指令南土第668号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯322番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市樋川1丁目18番43号シャルムマンション501 東政生、那覇市樋川1丁目18番43号シャルムマンション501 東絵里奈
- 5 検査済証番号 平成24年12月28日 N第369号
- 6 工事完了年月日 平成24年12月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年3月8日

沖縄県南部土木事務所長 儀間真明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年11月16日 沖縄県指令南土第1492号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大渡515番1及び515番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市三原1丁目28番15号 南日本薬品株式会社 代表取締役 吉田将司
- 5 検査済証番号 平成25年1月22日 N第370号
- 6 工事完了年月日 平成25年1月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年3月8日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年7月3日 沖縄県指令南土第933号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根211番34
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字仲井真68番地3コーポ勇102 長田樹ほか4名
- 5 検査済証番号 平成25年1月29日 N第371号
- 6 工事完了年月日 平成25年1月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年3月8日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年1月18日 沖縄県指令南土第49号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市字真地山田原345番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字識名1290番地1 田島ハイツ301 金城秀政
- 5 検査済証番号 平成25年2月7日 N第372号
- 6 工事完了年月日 平成24年12月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年3月8日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年4月13日 沖縄県指令南土第588号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波1823番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋804番地の1コーポ大城3-A 久保田健
- 5 検査済証番号 平成25年2月7日 N第373号
- 6 工事完了年月日 平成25年1月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年3月8日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月21日 沖縄県指令南土第186号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平240番1及び245番地
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平200番地5 中村通孝

- 5 検査済証番号 平成25年 2月 8日 N第374号
- 6 工事完了年月日 平成25年 2月 4日

訓 令

沖縄県訓令第 1号

商 工 労 働 部

沖縄県中小企業高度化資金貸付審査会設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年 3月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県中小企業高度化資金貸付審査会設置規程を廃止する訓令

沖縄県中小企業高度化資金貸付審査会設置規程（昭和47年沖縄県訓令第16号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号</p>
---	---